

## 規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同表の（注）2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、  
「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同表の（注）4中「の育児休業又は」を「、」に改め、  
「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、  
「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。